

南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業  
(行政枠)」事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)の事務の取扱いに關し、「さくらねこ無料不妊手術事業」要領(平成25年2月1日制定。公益財団法人どうぶつ基金要綱)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) さくらねこ 飼い主その他の者によって不妊去勢手術が施され、手術済の印に耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の不妊手術(再手術を防止するための耳先を切る手術を含む。)をいう。
- (3) 多頭飼育崩壊現場 猫を多頭飼育した飼い主の無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった現場をいう。
- (4) TNR活動 適切な方法で猫を捕獲し、運搬し、不妊去勢手術を施させ、捕獲した場所に返す活動をいう。
- (5) ボランティア団体 TNR活動の実績がある動物愛護団体をいう。
- (6) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、住民又はボランティア団体若しくはその両者が、地域に住み着いた管理されていない猫に不妊去勢手術を施し、これ以上繁殖しないようにし、現在いる猫がその代限りで命を全うするまでその地域において適切に管理していく活動をいう。
- (7) チケット 公益財団法人どうぶつ基金が発行する行政枠用のさくらねこ無料不妊去勢手術チケットをいう。

(交付対象者)

第3条 チケットの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市内に生息する猫に不妊去勢手術をしようとする本市に住所を有する2人以上の個人又は本市に住所を有する者を2人以上構成員とする団体であって、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 特定の猫の飼い主ではないが、給餌活動を行っている者又は団体
- (2) 多頭飼育崩壊現場における飼い主
- (3) ボランティア団体
- (4) TNR活動又は地域猫活動を行う者又は団体
- (5) その他市長が必要と認めた者又は団体

(交付対象とならない猫)

第4条 次の各号に掲げる猫については、交付対象としない。

- (1) 多頭飼育崩壊現場以外の飼い主のいる猫
- (2) 里親に出す予定の猫
- (3) 飼い猫にする予定の猫
- (4) 申請前に既に不妊去勢手術を受けている猫
- (5) その他チケットの利用が適当と認められない猫

(交付申請)

第5条 申請者は、市と事前に申請内容等を協議の上「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット交付申請書（第1号様式）に「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット交付条件確認書（第2号様式。以下「確認書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当であると認める場合は、確認書の全部又は一部を省略することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チケット交付の可否を決定し、「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット交付決定（不決定）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請した内容（交付枚数は除く。）に変更が生じたときは、「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット変更交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット交付決定取消及びチケット返還通知書（第6号様式）によりチケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付したチケットの全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) チケットの利用方法が不適当と認められるとき。

(2) 虚偽の内容で申請していたとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(活動報告及び利用しなかったチケットの返却)

第9条 交付決定者は、チケットの有効期限の日から7日を経過する日までに「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット利用報告書（第7号様式）にその他必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、交付されたチケットのうち、有効期限内又は有効期限を経過しても利用しなかったチケットは、速やかに市長に返却するものとする。

(協力依頼)

第10条 市は、この事業を実施するに当たり、必要に応じて関係各機関、TNR活動等に精通しているボランティア団体等に意見を求めることができる。

(免責事項)

第11条 市長は、交付されたチケットの利用を目的として行われたTNR活動、地域猫活動又はその他関係する住民や団体、動物病院等との間に生じた事故等について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。